

公 告

まんのう町告示第 108 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項及びまんのう町契約規則（平成 18 年規則第 44 号。以下「規則」という。）第 7 条の規定に基づき、次のとおり条件付き一般競争入札（以下「入札」という。）について公告する。

令和 7 年 8 月 4 日

まんのう町長 栗田 隆義

第 1 入札に付する事項

- | | | |
|---|-------|-------------------------------------|
| 1 | 件 名 | 令和 7 年度まんのう町自動体外式除細動器（A E D）賃貸借 |
| 2 | 事業の場所 | 香川県仲多度郡まんのう町地内 |
| 3 | 事業の内容 | 仕様書のとおり |
| 4 | 賃貸借期間 | 令和 7 年 10 月 1 日から令和 12 年 9 月 30 日まで |

第 2 入札に参加する者に必要な資格等

1 入札参加資格を有する者

この入札に参加する者に必要な資格は、次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) まんのう町の物品役務の令和 7 年度指名競争入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格名簿」という。）に登載されていること。
- (2) 香川県内に 本店、本社又は営業所を有する者であること。
- (3) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号。以下「薬機法」という。）で定められた高度管理医療機器等貸与業許可を得ている者であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に該当しない者であること。（なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第 1 項の規定に該当しない者である。）
- (5) まんのう町物品の買い入れ等に係る指名停止等措置要綱（平成 23 年 3 月 16 日まんのう町告示第 17 号）による指名停止期間中の者でないこと。
- (6) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
 - ア 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けたもので本町の入札参加資格を受けた者
 - イ 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者で、本町の入札参加資格審査を受けた者
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

2 入札参加資格の確認等

- (1) 入札参加希望者は、様式第 1 号による申請書に薬機法に規定する高度管理医療機器等賃貸業許可が確認できる許可証の写し及び香川県内に本店、本社又は営業所を有することを確認できる公的書面の写しを添付して提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (2) 申請書及び確認書類（以下「申請書等」という。）は、持参によりまんのう町役場総務課に提出するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申請書等の提出期間及び提出場所
提出期間 令和 7 年 8 月 4 日（月）～令和 7 年 8 月 12 日（火）
午前 9 時から午後 5 時まで。ただし、正午から午後 1 時までの間を除く。
- (4) 入札参加資格の確認は申請書等の提出期限日をもって行うものとし、その結果は、令和 7 年 8 月 18 日（月）までに書面により通知する。
- (5) その他
ア 申請書等関係書類の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
イ 提出された資料は、返却しない。

3 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格が認められなかった者は、その理由について、町長に対して説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明を求める場合には、その旨を記載した書面をまんのう町役場総務課に持参により提出するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
提出期限 令和 7 年 8 月 21 日（木）午後 4 時まで。
- (3) 説明を求めた者に対する回答は、令和 7 年 8 月 25 日（月）までに書面により行う。

4 仕様書等の交付等

- (1) 交付方法
本入札公告とともにホームページに掲載しているものをダウンロードすること。
- (2) 仕様書等について質問がある場合は、質問事項を質疑書（別記様式 1 号）に記載し、まんのう町役場総務課に提出すること。なお、書面は、F A Xにより提出するものとし、原本は入札当日に持参すること。
提出期間 令和 7 年 8 月 4 日（月）から令和 7 年 8 月 21 日（木）正午まで。
- (3) (2)の質問に対する回答は F A Xにより回答する。
回答期間 令和 7 年 8 月 25 日（金）午後 5 時までに F A Xにより行う。

第 3 入札及び開札等

- 1 入札及び開札の日時
 - 2 令和 7 年 8 月 28 日（木）午前 10 時 00 分
 - 3 入札及び開札の場所
 - 4 香川県仲多度郡まんのう町吉野下 430 番地
 - 5 まんのう町役場 3 階 第 2 会議室
 - 6 入札書の提出方法
持参により提出することとし、郵便又は電送によるものは受け付けない。
 - 7 その他
- (1) 入札に参加する場合は、入札参加資格確認通知書の写しを必ず持参し、受付において提示すること。提示がない場合は、入札に参加することができなくなることもあるので

注意すること。

- (2) 代理人が入札する場合は、委任状を提出すること。提出がない場合は、入札に参加できなくなるので特に注意すること。
- (3) 入札の執行回数は、原則として3回までとする。

第4 入札書に記載する金額

入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額を入札書（様式第4号）に記載すること。（税抜き）

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。

- (1) 賃貸借料の入札額は、賃貸借期間60ヶ月分の賃貸借料の総額を記載すること。ただし、消費税相当額は除くこと。
- (2) AED機器代（設置費用等を含む。）の見積書（自由様式）に見積ったAED機器のカタログを付し、入札日に提出すること。本契約に係るAED機器代には、次の費用すべて含むものとする。
 - ① AED機器本体代金
 - ② AED機器付属品代金
 - ③ AED機器等搬入設置に係る費用
 - ④ 各種設定等に要する費用

第5 入札保証金及び契約保証

1 入札保証金

入札保証金は、免除とする。

2 契約保証金

契約保証金は、規則第32条の規定により免除とする。

第6 入札の無効等

- 1 規則第18条の各号のいずれかに該当する場合における当該入札は無効とする。
- 2 入札参加資格を有しない者又は虚偽の申請を行った者の入札及び、入札心得等において示した入札に関する要件に違反したものは、無効とし、無効の入札をした者が落札者である場合には、落札決定を取り消す。

第7 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者より当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

第8 契約の締結

落札者の決定後、契約諸事項を協議のうえ契約締結を行う。ただし、当該入札に係る契約の締結までの間において当該落札者が第2の1に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しないことがある。

第9 問い合わせ先

〒766-8503

香川県仲多度郡まんのう町吉野下 430 番地

まんのう町総務課 防災担当 TEL 0877-73-0100 FAX 0877-73-5668